

## 第23回洋野町農業委員会総会 議事録

- 1 開催日時 令和2年5月26日(金) 午後2時00分～2時45分
- 2 開催場所 洋野町大野農村環境センター 多目的ホール
- 3 出席委員 (12人)

1番 間澤智子	2番 太内田栄二	3番 源田竹志
4番 林郷ケイ子	5番 長根山裕也	6番 坂本幸治(遅参)
7番 舘野栄子	9番 大粒来清美男	10番 軒保
11番 北村卓也	13番 馬場賢一	15番 高城健一
- 4 欠席委員 (3人)

8番 川崎和志	12番 下田博美	14番 塩倉健一
---------	----------	----------
- 5 総会に出席した農地利用最適化推進委員 (13人)

上小路鉄也	浜道智	高谷直樹	安藤健吉
坂澤勉	山道慶蔵	金澤百年	柏木淑子
川原由次郎	林郷永吉	下権谷由雄	下谷地信子
塩倉康美	塩倉康美		
- 6 日程
  - 第1 議事録署名委員の指名について
  - 第2 会期の決定
  - 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 第5 議案第3号 農業基盤化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
  - 第6 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出受理に係る報告について
- 7 農業委員会事務局職員

事務局長	麥澤光英
補佐兼係長	大下敦子
副主幹	槻木澤拓也
専門員	中里利則

## 8 会議の概要

- ◇議長（会長） ただ今から、第23回洋野町農業委員会総会を開会いたします。  
本日の出席委員は、当席を含め11人です。  
よって、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。  
ただちに会議を開きます。
- .....

### ◎議事録署名委員の指名

- ◇議長（会長） 日程第1 議事録署名委員の指名についてであります。  
本総会の議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、3番 源田委員、4番 林郷委員を指名したいと存じますが、これにご異議ございませんか。  
（「異議なし」の声）  
◇議長（会長） 異議なしと認め、よって3番 源田委員、4番 林郷委員の両人を指名します。
- .....

### ◎会期の決定

- ◇議長（会長） 日程第2 会期の決定を行います。  
会期は1日限りとすることに、ご異議ございませんか。  
（「異議なし」の声）  
◇議長（会長） 異議なしと認めます。よって会期は本日1日限りといたします。
- .....

### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

- ◇議長（会長） それでは、議案審議に入ります。  
日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、番号1番及び2番を一括上程いたします。詳細については事務局の説明を求めます。
- ◇事務局（事務局長） 議長。
- ◇議長（会長） 局長。
- ◇事務局（事務局長） 議案書1ページをお開き願います。  
議案第1号 農地法 第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。  
申請人から提出のありました 農地法第3条の規定による許可申請について、本委員会の議決を求めるものであります。  
番号1番の申請ですが、許可を受けようとする土地の表示、洋野町〇〇第〇〇地割字〇〇 〇〇番〇、地目 田 3,459 m<sup>2</sup>、1筆であります。  
権利区分は売買で、譲受人の住所氏名は、洋野町〇〇第〇〇地割〇番地〇、〇〇 〇〇 氏 経営面積は、自作地 田 2,706 m<sup>2</sup>であり、農業従事者は4人です。譲渡人の住所氏名は、洋野町〇〇第〇〇地割〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇 氏、経営面積は自作地、田 3,459 m<sup>2</sup>、畑 2,736 m<sup>2</sup>で、買受し耕地を拡大しようとするものであります。  
お手元の総会提出資料は、1ページから4ページになります。1ページは案内図、現況写真であり、北西側から撮影したものであります。2ページは公図で、3ページ4ページは許可申請に係る調査書であり、6の農地法第3条第2項及び第3項の該当の有無では、当該要件すべてに該当しないため、許可については問題がないものと判断しているものであります。

なお、当該土地への現地調査は、令和2年5月18日に〇〇〇委員、〇〇推進委員で行っているものであります。

議案書に戻りまして番号2番の申請ですが、許可を受けようとする土地の表示、洋野町〇〇第〇〇地割字〇〇 〇〇番、地目 田 9,692 m<sup>2</sup>、洋野町〇〇第〇〇地割字〇〇 〇〇番、地目 畑 合計2筆 10,344 m<sup>2</sup> であります。

権利区分は贈与で、譲受人の住所氏名は、洋野町〇〇第〇〇地割〇〇番地〇、〇〇〇 〇〇 氏 経営面積は、自作地 田 9,692 m<sup>2</sup>、畑 652 m<sup>2</sup>で、農業従事者は3人であります。譲渡人の住所氏名は、洋野町〇〇第〇〇地割〇〇番地〇、〇〇〇 〇 氏、経営面積は同一世帯につき省略させていただき、親から子へ贈与し耕作しようとするものであります。

お手元の総会提出資料は、5ページから8ページになります。5ページは案内図、現況写真であり、〇〇第〇〇地割字〇〇 〇〇番は〇側から、〇〇第〇〇地割字〇〇 〇〇番は〇側から撮影したものであります。6ページは公図であり、7ページ8ページは許可申請に係る調査書であり、6の農地法第3条第2項及び第3項の該当の有無では、当該要件すべてに該当しないため、許可については問題がないものと判断しているものであります。

なお、当該土地への現地調査は、令和2年5月18日に〇〇〇委員、〇〇推進委員で行っているものであります。

以上、説明といたします。よろしくお願い致します。

◇議長（会長） 事務局の説明が終わりました。

現地において調査いたしました委員から現地調査を行った結果についてご報告願います。

番号1番及び2番について、〇〇推進委員お願い致します。

◇〇〇推進委員 番号1番の申請地について、5月18日、〇〇〇農業委員と共に現地調査を行った結果を報告します。

この申請地は、譲渡人が耕作できなくなり、譲受人が貸借していたものを売買により所有権移転するものです。

現地は数年前から譲受人が耕作して適正に管理されており、今後も継続して耕作を続けるということでしたので、許可しても問題ないと思います。

次に番号2番の申請地について報告します。

この申請地は、譲渡人の後継者である譲受人に贈与により所有権移転するものです。

現地は、譲受人が耕作して適正に管理されており、今後も継続して耕作を続けるということでしたので、許可しても問題ないと思います。

以上、報告といたします。

◇議長（会長） ありがとうございます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明及び現地調査報告が終わりました。

これより質疑を行います。ご質問、ご意見等ございませんか。

（「なし」の声）

◇議長（会長） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、「議案第1号」を採決したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◇議長（会長） 異議なしと認め、採決いたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、番号1番及び番号2番を申請どおり許可することが適当であるということにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◇議長（会長） 異議なしと認め、議案第1号は、申請どおり許可することに決定いたしました。

.....

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

◇議長（会長） 次に、日程第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、番号1番及び2番を一括上程いたします。詳細について、事務局の説明を求めます。

◇事務局（事務局長） 議長。

◇議長（会長） 局長。

◇事務局（事務局長） 議案書2ページをお開き下さい。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請 について、ご説明いたします。

申請人から提出のありました農地法第5条の規定による転用許可申請を県知事に進達するにあたり、番号1番から2番までにかかる意見をお願いするものであります。

番号1番、許可を受けようとする土地の表示、洋野町〇〇第〇地字〇〇〇 〇〇〇番〇、地目 畑 32,071㎡のうち 178.26㎡を、借人住所氏名 〇〇市〇〇 〇〇地割〇番地 〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 氏が 貸人住所氏名 洋野町〇〇〇第〇地割〇番地〇、持分1/2 〇〇〇 〇〇 氏、持分1/2 〇〇〇 〇〇 氏から、使用貸借によりその他施設用地のKDDI 携帯電話無線基地局建設のための車輛及び資材置場として、一時転用をしようとするものであります。

お手元の総会提出資料の9ページから13ページをご覧ください。

9ページは転用事業計画書、10ページは案内図及び現況写真で東側から撮影したものであります。

11ページは公図、12ページは付近状況図、13ページは配置図であり、当該地は〇〇〇〇線〇〇駅から〇〇側に約4.4kmの位置にあり、〇側を宅地、〇側を県道、〇側を畑、〇側を山林に囲まれた農地であり第1種農地でありますが一時転用であることから、許可はできるものと判断しております。

14ページ15ページは県知事に進達する意見書であり、事業計画及び現地調査結果を4の農地転用許可基準の要件に照らすこと、(1)の農地の区分以降、該当要件を全て満たしていることから、転用は適当であると判断しているものであります。

なお、現地調査は、令和2年5月18日に〇〇〇委員、〇〇推進委員で行っているものであります。

次に議案書、番号2番ですが、許可を受けようとする土地の表示、洋野町〇〇第〇〇地割字〇〇 〇〇番〇〇、地目 畑、面積 454㎡を 借人住所氏名 洋野町〇〇第〇〇地割〇番地〇 〇〇 〇 〇 氏が、貸人住所氏名、洋野町〇〇第〇〇地割〇番地〇、〇〇 〇〇〇 氏から、使用貸借により一般個人住宅用地の住宅建築のため転用しようとするものであります。

お手元の総会提出資料の16ページから24ページをご覧ください。

16ページ17ページは転用事業計画書、18ページは案内図と現況写真で〇〇側から撮影したものであり、19ページは公図で、20ページは付近状況図であり、〇〇〇〇線〇〇〇駅から〇側に約350mに位置し、小集団の生産性の低い第2種農地に該当することを確認しております。

21ページは建物配置図、22ページは建物立面図であり、現在隣接住宅で母と生活しておりますが、住宅老朽化と母の老後のことを考え新築しようとするものであり、現在の住宅を物置小屋として利用したいことから、物置小屋の管理も含めて当該地以外に適地はなく代替性はないものと考えられるものであります。

なお、現地調査は令和2年5月18日に、〇〇〇委員、〇〇推進委員により行っております。

23ページ24ページは県知事に進達する意見書であり、事業計画及び現地調査結果を4の農地転用許可基準の要件に照らすこと、(1)の農地の区分以降、該当要件を全て満たしていることから、転用は適当であると判断しているものであります。

以上、説明といたします。 よろしく申し上げます。

◇議長（会長） 事務局の説明が終わりました。

これより現地において調査いたしました委員から、現地調査を行った結果について報告願います。番号1番について、〇〇推進委員お願いいたします。

◇○○推進委員 番号1番の申請地について、5月18日、○○○農業委員と共に現地調査を行った結果を報告します。この申請は、KDDI携帯電話無線基地局建設のための一時転用です。

現地はデントコーン畑として適正に管理されていた農地を10月まで作業用地として転用するものです。

今回の転用目的からこの申請は、周囲の農地に影響ないと考えるので、許可しても問題ないと思います。

以上、報告といたします。

◇議長（会長） ありがとうございます。

次に番号2番について、○○推進委員お願いいたします。

◇○○推進委員 番号2番の申請地について報告します。

この申請は老朽化した居宅の建替え用地として、隣の農地に母親と同居する娘が住宅建築する転用申請です。

現地は作付けされ適正に管理されており、今回の転用目的からこの申請は、周囲の農地に影響ないと考えるので、許可しても問題ないと思います。

以上、報告といたします。

◇議長（会長） ありがとうございます。

農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明及び現地調査報告が終わりました。第5条他人に権利移動するものであり、または地目変更も含むものであります。

これより質疑を行います。ご意見、ご質問等ございませんか。

（「なし」の声）

◇議長（会長） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、「議案第2号」を採決したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◇議長（会長） 異議なしと認め、採決いたします。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、番号1番及び番号2番を申請どおり許可することが適当であるということにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◇議長（会長） 異議なしと認め、議案第2号は、申請どおり許可することが適当であるという意見書を付して県知事に進達することに決定いたしました。

.....

#### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

◇議長（会長） 次に、日程第5 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、利用権設定番号1番を上程いたします。

詳細について、事務局の説明を求めます。

◇事務局（事務局長） 議長。

◇議長（会長） 局長。

◇事務局（事務局長） 議案書3ページをお開き願います。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご説明申し上げます。

本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、本委員会の審議を洋野町長より求められお願いするものであります。

議案書 4ページをお開きください。利用権設定に係る5ページの農用地利用集積計画の総括表でありますので、番号1番をお手元の総会提出資料25ページから27ページでご説明いたします。

総会提出資料 25 ページは、審議依頼書写し、26 ページは番号 1 番農用地利用集積計画の案内図であります。利用権設定番号 1 番、利用権の設定を受ける者の氏名住所は、〇〇 〇〇 氏 洋野町〇〇第〇地割〇〇番地〇、利用権の設定する者の氏名住所は、〇〇 〇〇 氏 洋野町〇〇第〇地割〇番地〇〇、権利を設定する土地の所在、洋野町種〇〇第〇地割〇番〇、1 筆 4,042 m<sup>2</sup>、利用権の種類は賃貸借で内容は田、期間は令和 2 年 6 月 1 日から令和 5 年 5 月 31 日までの 3 年間で賃借料は 10 a 当り年額〇,〇〇〇円で経営は水稻であります。

以上、説明といたします。

◇議長（会長） 事務局の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。ご意見、ご質問等ございませんか。

（「なし」の声）

◇議長（会長） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、直ちに採決したいと存じます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◇議長（会長） 異議なしと認め、採決いたします。

議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の審査決定について、利用権設定番号 1 番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◇議長（会長） 異議なしと認め、議案第 3 号は、原案のとおり決定することに致しました。

.....

#### ◎報告第 1 号の上程、説明、質疑

◇議長（会長） 次に日程第 6 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出受理に係る報告について、事務局から説明報告を求めます。

◇事務局（事務局長） 議長。

◇議長（会長） 局長。

◇事務局（事務局長） 議案書 7 ページをお開き願います。

この案件は、農地法関係事務処理要領の相続等の届出に対し、受理不受理を決定し通知しなければならなされているものであります。

届出のあった番号 1 番の畑 1 筆につきまして、審査したところ、内容、書類ともに適正であったことから、届出人に対し、受理通知書を交付したものであります。

権利を取得した事由は時効取得であり、あっせん希望は無しで提出されております。

なお、届出受理に係る関係資料は総会提出資料 28 ページとなっております。

以上、報告といたします。よろしく願いいたします。

◇議長（会長） 事務局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声）

◇議長（会長） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出受理に係る報告についてを終わります。

.....

◇議長（会長） これで、本日の案件は全部終了いたしました。

以上をもちまして、第 23 回洋野町農業委員会総会を閉会とさせていただきます。ご協力、誠にありがとうございました。

令和2年5月26日 開 議

第23回洋野町農業委員会総会

議 事 録 署 名

会 長

3 番（源田委員）

4 番（林郷委員）